

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

被災労働者の社会復帰対策の推進について

業務災害又は通勤災害により被災した労働者（以下「被災労働者」という。）の社会復帰の促進については、昭和48年11月5日付け基発第593号「頭頸部外傷症候群等の労働災害被災者に対する特別対策の実施について」（以下「593通達」という。）及び各種の社会復帰援護措置の創設により推進してきたところである。

しかしながら、被災労働者が長期に療養を継続した結果、職場生活順応への危惧、健康維持への不安等を抱かざるを得ないこと、また、事業主については、被災労働者の職場復帰等に当たって、労務管理上の理由から消極的になっていること等の問題点が社会復帰対策の推進に当たり依然として大きな障害となっていることから、同対策のより一層の推進が求められているところである。

このため、今般、社会復帰対策の手法等をより具体的にした「被災労働者の社会復帰対策要綱」を別紙のとおり定め、計画的、効果的な社会復帰対策の推進を図ることとしたので、労災主務課のみならず監督又は安全衛生主務課との協力関係を維持しつつ、これが推進に当たるとともに、職業安定機関、職業能力開発機関等の関係行政機関とも緊密な連携を図る等万全の措置を講ぜられたい。

なお、本通達の施行により、593通達は、廃止するものとする。

(別紙)

被災労働者の社会復帰対策要綱

1 趣旨・目的

業務災害又は通勤災害により被災した労働者（以下「被災労働者」という。）の社会復帰については、療養の結果、就労可能と認められる場合であっても、長期的な療養による職場生活順応への危惧、健康維持への不安等被災労働者本人の身体的・精神的要因のほか、事業主側における適当な職種の選定、労働時間及び賃金の取扱いその他労務管理上の理由等もあって、著しく遅延する事例が少なくない実情にある。

このような情勢に対処するため、被災労働者の社会復帰対策を推進する体制の整備を行ったうえで、被災労働者に対し、的確な社会復帰指導を行うとともに、事業主等に対しては、個別的又は集団的な指導を実施し、社会復帰についての理解の促進を図ることによって、被災労働者の早期社会復帰を計画的かつ効果的に推進することとする。

2 社会復帰対策の基本的考え方

以上の目的を達成するため、社会復帰を希望する被災労働者に対して、その希望内容に応じた的確な社会復帰指導を一定期間継続的に行うとともに、事業主等に対しては、社会復帰についての理解の促進を図ることを目的とした指導等を実施することにより、被災労働者の早期社会復帰を促進することとする。

このため、被災労働者の社会復帰を促進するための体制の整備及び指導手法の明確化を図るとともに、各種の社会復帰援護措置の周知徹底、関係行政機関との緊密な連携等、既存の社会復帰施策の効果的な活用の促進を図ることとする。

3 対策の具体的内容

(1) 地方要綱の策定

都道府県労働基準局（以下「地方局」という。）は、管内における長期療養者（原則として1年以上にわたって療養を継続している者をいう。以下同じ。）の実情等を考慮して、効果的な社会復帰対策を推進するため、この「被災労働者の社会復帰対策要綱」（以下「対策要綱」という。）を基本として、地方社会復帰対策要綱（以下「地方要綱」という。）を策定するものとする。

(2) 社会復帰指導を行う対象者

社会復帰指導を行う対象者（以下「指導対象者」という。）は、次に掲げる社会

復帰計画対象者（以下「計画対象者」という。）と症状固定者とする。

イ 計画対象者

長期療養者のうち、療養を継続しながら就労することが可能と医師が認める者（以下「症状軽快者」という。）であって、以下に掲げる年齢及び傷病に該当し、「社会復帰に関するアンケート」（以下「アンケート」という。別紙1及び別紙参考1）の結果、社会復帰を希望すると回答した者から計画対象者を選定するものとする。

(イ) 年齢

65歳未満とする。

ただし、地方局の長期療養者の年齢構成により、65歳未満とすることが適当でない場合は、計画対象者の年齢を別に定めることができるものとする。

(ロ) 傷病

a 振動障害

b 腰痛

c 頸肩腕症候群

d 頭頸部外傷症候群（いわゆる「むちうち症」）

e 上記傷病のほか、地方局において特に対象とする必要があると認められる傷病

ロ 症状固定者

当該年度途中において症状固定した者であって、直接、社会復帰について地方局又は労働基準監督署（以下「署」という。）に対して相談があったものとする。

(3) 社会復帰対策推進体制の整備

イ 推進委員会の設置

地方局は、地方要綱に基づく社会復帰対策を円滑に推進するため、地方社会復帰計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設けるものとする。

ロ 社会復帰指導に係る事務処理体制の確立

(イ) 事務分担

指導対象者のアンケートの回答内容に応じた指導を実施する際の地方局又は署における事務分担は、以下のとおり定めるものとする。

分 類	担 当
a 被災時の職場に復帰を希望する	署
b 新規に就職を希望する (a) 公共職業安定所への求職申込 (b) 知人、友人、親戚等への依頼 (c) 本人が探す c 新規に事業を計画する d 職業訓練を希望する	地方局

(d) 事務担当者

地方局又は署は、社会復帰指導及び事務処理を担当する職員として、地方局においては社会復帰指導官、署においては社会復帰推進員又は林業振動障害者職業復帰推進員を、これらの者がいない地方局又は署においては、これらの者に代わる者を主たる担当者とするものとする。

(4) 推進委員会の実施事項

推進委員会は、本対策を円滑、かつ、計画的に推進するため、当該年度の社会復帰計画（以下「計画」という。）を、下記の手順により、前年度の第4四半期中に策定するものとする。

イ アンケートを実施する対象者の名簿の作成

対策要綱に定める年齢及び傷病に係る選定基準に該当する症状軽快者の名簿を所定の様式により作成するものとする（別紙2）。

ロ アンケートの実施

作成した名簿をもとに、アンケートを通信により実施するものとする。

ハ 計画対象者の選定

アンケートの結果、社会復帰を希望すると回答した者の中から計画対象者を、署別に選定するものとする。

(5) 社会復帰指導等の実施事項

イ 指導対象者に対する指導等

指導対象者に対するアンケート等の結果に応じて、以下の指導等を行うものとする。

なお、当初の希望に応じた指導等を行った後、年度途中において希望の内容が変更した場合にあっては、変更後の希望に応じた指導等を再度行うものとする。

(イ) 新規に就職を希望する場合

a 公共職業安定所に求職申込みをする場合

地方局は、所轄公共職業安定所長に対し、当該指導対象者に関する情報の連絡（別紙参考2）を行うとともに、当該指導対象者に対し、その旨連絡することとする。

なお、地方局は、地方被災労働者社会復帰促進連絡会議（昭和62年12月16日付け基発第696号「地方被災労働者社会復帰促進連絡会議の設置について」）等において、職業安定機関に対し、当該連絡を行うことについての周知方の要請のほか、求職者に対する指導等、本対策の推進の協力方を要請するものとする。

b 知人、友人、親戚等に依頼する場合

自主的就職活動として、知人、友人、親戚等に依頼し、又は新聞、雑誌等の求人広告に対し本人が応募するとした者に対しては、地方局は、特段の措置は行わないものとする。

(ロ) 新規に事業を計画している場合

新規の事業開始に当たっての自治体等の支援制度について、予めこれらの情報の収集に努め、指導対象者に対しこれらの情報提供を行うものとする。

特に、林業振動障害者の治ゆ者等が構成員となって出資し、共同で事業を行う場合には、林業振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金の対象となることもあるので、当該制度の周知に努めるものとする。

(ハ) 職業訓練等を希望する場合

職業訓練等を希望する者については、管内における職業訓練実施機関等を紹介するものとする。そのため、職業能力開発機関等との連携を密にし、職業訓練実施機関等の把握を行っておくものとする。

なお、この場合において、指導対象者に対しては、職能回復の援護制度（昭和48年12月18日付け基発第704号）についての周知を図るものとする。

ロ 事業主等に対する指導等

指導対象者に対するアンケート等の結果、「被災時の職場に復帰を希望する」と回答した場合には、主治医から指導対象者に係る意見の聴取（別紙3）を行ったうえ、その意見等を併記のうえ、当該事業主に対し、「被災労働者の社会復帰に関する調査書」（以下「調査書」という。別紙4及び別紙参考3）を送付して、当該指導対象者の受入れ等についての意向を把握するものとする。

(イ) 事業主が、職場復帰の受入れについて理解を示している場合には、必要に応じ、以下の内容について指導するものとする。

a 症状又は後遺症等の状況により、就労の場所、職種、労働時間等の制約のある者については、主治医の意見に基づき適切な措置を講ずること

b 賃金その他の労働条件が他の労働者に比較して著しく低下しないよう配慮すること

(ロ) 事業主が、調査書で、当該指導対象者の受入れについて困難と回答してきた場合には、当該事業主への訪問等により、被災労働者の職場復帰に理解と協力を求めるものとする。

ハ 指導等の実施期間

社会復帰指導は、計画対象者については、原則として、当該年度末までの1年間、症状固定者については、相談の受理後1年間をそれぞれ限度として、必要の都度、実施するものとする。

この期間中は、少なくとも3か月に1回程度、指導対象者に対する電話等により指導結果の状況を把握し、その状況に応じて再度、適切な社会復帰指導を行うものとする。

なお、この間の社会復帰指導の経過については、「社会復帰計画個人記録票」に、記録しておくものとする（別紙5）。

(6) 医療機関、事業主等に対する本対策の周知

社会復帰指導を行うに際しては、医療機関、事業主及び被災労働者に対し、本対策についての周知を図るものとする。

(7) 事業主等に対する集団指導

イ 地方局又は署は、被災労働者の社会復帰についての気運の醸成と理解の促進を目的とした集団指導等を実施するものとする。

ロ 集団指導等の対象は、当該地域における管内事情等を勘案し、適切と思われる関係事業主団体及び事業主とするものとする。

ハ 集団指導等の内容は、以下のとおりとする。

- (イ) 社会復帰の必要性について
- (ロ) 傷病の説明について
- (ハ) 労務管理上の留意点について
- (ニ) 各種援護措置の説明について
- (ホ) 事業場の受入れ体制について
- (ハ) その他

(8) 各種援護措置等の活用

各種援護措置は、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るために重要な援護施策であることから、広報等による周知に努めるほか、指導対象者に対し十分に活用されるよう指導するものとする。

(9) 職能回復援護措置等の実施

「職能回復の援護」及び「アフターケアの実施」については、それぞれ昭和48年12月18日付け基発第704号、平成元年3月20日付け基発第127号に基づき、社会復帰の効果的な促進を図るものとする。

(10) 関係機関との連携

社会復帰対策の推進のため、昭和56年11月30日付け基発第747号「林業振動障害者職業復帰対策協議会の設置について」、昭和57年6月21日付け基発第424号「林業振動障害者職業復帰対策地区協議会の設置について」及び昭和62年12月16日付け基発第696号「地方被災労働者社会復帰促進連絡会議の設置について」に基づき、関係機関との一層の連携に努めるものとする。

(11) その他

イ 地方局間の連携

本対策の推進にあたり、必要により地方局間における情報の交換等連携を図るものとする。

ロ 報告

地方局は、各年度毎の計画及び実績を本省あて報告するものとする（別紙6）。

平成 年度 症状軽快者名簿

局

整理 番号	署別	氏 名 生年月日 (歳)	現 住 所	療養開始年月日	傷 病 名	傷 病 部 位	休業 (補償) 給 付 日 数 (直近の1ヵ月)	計画対象 者の決定	備 考
			(〒)	昭・平			日		
		昭 年 月 日 ()	電話	年 月 日					
			(〒)	昭・平			日		
		昭 年 月 日 ()	電話	年 月 日					
			(〒)	昭・平			日		
		昭 年 月 日 ()	電話	年 月 日					
			(〒)	昭・平			日		
		昭 年 月 日 ()	電話	年 月 日					
			(〒)	昭・平			日		
		昭 年 月 日 ()	電話	年 月 日					
			(〒)	昭・平			日		
		昭 年 月 日 ()	電話	年 月 日					
			(〒)	昭・平			日		
		昭 年 月 日 ()	電話	年 月 日					

(注) 1. 年齢の基準日は3月31日現在とする。 2. 対象者の決定欄には、計画対象者として決定された場合は○印で表示する。

(枚中 枚目)

就労に関する主治医の意見聴取書

労働基準監督署

整理番号	
------	--

調査担当者 _____

聴取日時	平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分		
対象者名		傷病名	
診療機関名		主治医名	
就労に関する 主治医の意見	① 事務的作業の可否 及びその程度について		
	② 事務的作業以外の 軽作業の可否及びその 程度について		
	③ 就労可能な職種に ついて		
	④ 就労の場所につい て		
	⑤ 労働時間の制限に ついて		
備考			

被災労働者の社会復帰に関する調査書

事業主用

労働基準監督署

整理番号	
------	--

平成 年 月 日	
事業場名	電話番号 ()
所在地 〒	
事業主	
〔作成担当者氏名 所属部課名 〕	

被災労働者に関する事項について			
ふりがな 氏 名		生年月日	昭和 年 月 日生 (満 歳)
住 所	〒		
希望している 職 種	1 被災時と同じ職種を希望しています。 2 他の職種に配置換を希望しています。		

問1 被災労働者の職場復帰について（1つだけ番号に○を付けてください。）
 上記の者は、労災保険により療養の結果、就労可能と認められましたが、今後の職場復帰に関して貴事業場ではどのように考えていますか。

- 1 同一職種に復帰させる予定である。
- 2 他の職種に配置転換する予定である。
- 3 本人の意思やそれまでの経験とか適性とか、本人と相談のうえ、出来る限りの希望の受入れを考えている。
- 4 その他 []

問2 被災労働者を職場復帰させるための制度又は慣行について

- 1 社内規定により、職場復帰を行うこととしている。
- 2 労災事故の場合には、職場復帰が慣行となっている。
- 3 その他 []

問3 労災保険の社会復帰援護制度の利用について（1つだけ番号に○を付けてください。）

該当する被災労働者を再就労させ又は新たに雇い入れた場合に、長期療養者職業復帰援護金が事業主に支給されますが、

- 1 利用してみたい。
- 2 利用について、検討してみたい。
- 3 利用は考えていない。

（注）長期療養者職業復帰援護金

- ① 対象労働者に支払った賃金の額の3分の1（中小企業事業主は2分の1）を支給
- ② 支給額は、対象労働者1人月額80,000円（中小企業事業主は100,000円）を限度
- ③ 支給期間は、6か月

〔本制度についての照会先 労働基準局労災管理補償課（電話 ）〕

問4 障害者雇用継続助成金制度の利用について（1つだけ番号に○を付けてください。）

下記に掲げる障害がある被災労働者に関して、その雇用を継続した場合には、事業主に対して施設改善等の各種助成金が、各都道府県にある障害者雇用促進協会から支給されますが、

- 1 利用してみたい。
- 2 利用について、検討してみたい。
- 3 利用は考えていません。

（注）障害者雇用継続助成金制度

- ① 対象者は、労働災害により障害等級が8級以上（上肢（手指を含む。）の障害にあっては、9級以上）の者
- ② 支給額は、施設や設備の設置、整備に要する費用の3分の2で、限度額は1人につき450万円

問5 その他、ご意見、ご要望をおきかせください。

この調査について、疑問、不明な点がありましたら、下記担当者におたずね下さい。

担当者： 署 課 氏名

平成 年度 社会復帰 計画 報告
実績

局

区分 傷病名	計 画 対 象 者						症 状 固 定 者					
	計 画 対 象 者	調 査 結 果	職 場 復 帰	新 規 就 職	新 規 事 業	職 業 訓 練	対 象 者	調 査 結 果	職 場 復 帰	新 規 就 職	新 規 事 業	職 業 訓 練
振 動 障 害	人	希 望	人	人	人	人	人	希 望	人	人	人	人
		実 績						実 績				
腰 痛		希 望						希 望				
		実 績						実 績				
頸 肩 腕 症 候 群		希 望						希 望				
		実 績						実 績				
頭 頸 部 外 傷 症 候 群		希 望						希 望				
		実 績						実 績				
そ の 他		希 望						希 望				
		実 績						実 績				
計		希 望						希 望				
		実 績						実 績				

- (注) 1 社会復帰対策要綱の3の(4)に基づき選定した計画対象者の人数を「計画対象者」欄に、その希望内容の内訳を「希望」欄にそれぞれ記入し、これを当該年度の計画として、4月末日までに本省あて報告すること。
この場合、標題の「実績」の文字を抹消すること。
- 2 当該年度終了後、「実績」欄に人数を記入し、4月末日までに本省あて実績報告すること。
この場合、標題の「計画」の文字を抹消すること。

(別紙参考1)

平成 年 月 日

各 位

労働基準局

社会復帰に関するアンケートについて(お願い)

今般、労働基準局においては、労働災害により被災された方の社会復帰について実効ある対策を推進することといたしております。

具体的には、労働災害により被災された方で、その後の療養の結果、病院、診療所等に通院した日のみ休業(補償)給付を受けている方、つまり療養の継続は必要であるものの通院日以外の日については、就労することができると主治医が認めた方に対して、社会復帰に当たっての希望の有無及び内容等をお聞きし、社会復帰に関する助言、相談などの援助をさせていただくものであります。

つきましては、何かとお忙しい時期かとは存じますが、社会復帰に当たっての皆様方のご希望を、アンケート用紙にご記入のうえ、平成 年 月 日までに、同封の返信用封筒によりご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

また、本アンケートの提出後に内容の変更等がありましたら、ご連絡ください。

本調査の照会先

局担当者

電話番号

(別紙参考2)

平成 年 月 日

都道府県職業安定課長
公共職業安定所長 殿

労働基準局労災主務課長

被災労働者の社会復帰のため就職 希望する者の情報について

下記の者は、労働災害により療養中でしたが、この度、療養を継続しながら就労することが可能となり、新規の就職先を希望しております。

このため、当該者に対しては、貴所に出向いて求職申込みを行うよう指導しており、近日中に求職申込を行う予定ですので、よろしくお取り計らい下さるよう御連絡します。

記

ふりがな 氏名	生年 月日	昭 年 月 日生 (歳)
現住所	〒		電話番号
希望職業	1. 2.		
職業経験			
免許資格等			

備考 この情報の詳細について照会されるときは、下記担当者をお願いします。

担当者： _____ 課 氏名

事業主殿

労働基準監督署長

被災労働者の職場復帰に関する調査
の御協力をお願い

労働基準行政の推進につきましては、平素より格別のご協力を頂きまして、厚くお礼申し上げます。

さて、労災保険では、療養（補償）給付、休業（補償）給付等各種の保険給付を行うことと併せ、被災労働者を社会復帰させることについても、重要な事業の1つとして取り組んでいるところであります。

この調査は、療養を継続しながら就労することが可能であると主治医が認めた被災労働者に対し前もって実施した「社会復帰に関するアンケート」の結果、被災労働者が貴事業場に職場復帰したいと望んでおりますことから、監督署が被災労働者に代わって、貴事業場の意向をお聞きするため、お送りしたものでございます。

つきましては、当該被災者の受入れ等について検討していただき、別紙「被災労働者の職場復帰に関する調査書」により、平成 年 月 日までに同封の返信用封筒により、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

また、本調査の提出後に変更等がありましたら、ご連絡ください。

記

被災労働者氏名	
生 年 月 日	(昭和 年 月 日生)
負傷又は発病の 年 月 日	昭和 平成 年 月 日
就労に関する 主治医の意見	

本調査の照会先

署担当者：
 電話番号：